二　十八メートルの高さ（水面からの高さが十八メートルを超える場所に積み付けられる救命いかだにあつては、当該積付場所）から水上に投下した場合に救命いかだ及びその艤装品が損傷しないものであること（第五項に規定する位置保持型膨脹式救命いかだを除く。）。

三～六　（略）

七　海上において上下を逆さにして膨脹した場合に一人で容易に反転させることができること（次項に規定する自動復原膨脹式救命いかだ及び第三項に規定する両面膨脹式救命いかだを除く。）。

八～十一　（略）

十二　海上において遭遇する状態におけるはげしい摩損に耐えられるように作られた容器にできる限り天幕を上にして膨脹するように格納したものであり、及び当該容器内にある状態で膨脹のための作動ができ、かつ、浮くことができるものであること（次項に規定する自動復原膨脹式救命いかだ及び第三項に規定する両面膨脹式救命いかだを除く。）。

十三～二十三　（略）

二十四　降下式乗込装置に連結するための索が取り付けられていること（降下式乗込装置により乗り込むものに限り、第五項に規定する位置保持型膨脹式救命いかだを除く。）。

2　海上において上下を逆さにして膨脹した場合に自動的に復原することができる膨脹式救命いかだ（以下「自動復原膨脹式救命いかだ」という。）は、前項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

3　いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる膨脹式救命いかだ（以下「両面膨脹式救命いかだ」という。）は、第一項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

4　前三項の膨脹式救命いかだであつて人員及び艤装品を積載したまま救命いかだ進水装置により進水させるもの（以下「進水装置用膨脹式救命いかだ」という。）は、それぞれ当該各項に定めるところによるほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　人員及び艤装品を満載したまま救命いかだ進水装置により安全に進水させることができること。

二　（略）

三　船上から人員が安全に乗り込むことができるように救命いかだを保持するための装置が備え付けられていること。

四　人員が乗艇場所から迅速に乗り込めるものであること。

5　第一項から第三項までの膨脹式救命いかだであつてその位置を調整し、かつ、保持することができるもの（以下「位置保持型膨脹式救命いかだ」という。）は、それぞれ当該各項に定めるところによるほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　船上から人員が安全に乗り込むことができるように救命いかだの位置を調整し、かつ、保持するための装置が備え付けられていること。

二　十八メートルの高さ（水面からの高さが十八メートルを超える場所に積み付けられる救命いかだにあつては、当該積付場所）から水上に投下した場合に救命いかだ及びその艤装品が損傷しないものであること。

五・六　（略）

（新設）

二　十八メートルの高さ（水面からの高さが十八メートルを超える場所に積み付けられる救命いかだにあつては、当該積付場所）から水上に投下した場合に救命いかだ及びその艤装品が損傷しないものであること。

三～六　（略）

七　海上において上下を逆さにして膨脹した場合に一人で容易に反転させることができること。

八～十一　（略）

十二　海上において遭遇する状態におけるはげしい摩損に耐えられるように作られた容器にできる限り天幕を上にして膨脹するように格納したものであり、及び当該容器内にある状態で膨脹のための作動ができ、かつ、浮くことができるものであること。

十三～二十三　（略）

二十四　降下式乗込装置に連結するための索が取り付けられていること（降下式乗込装置により乗り込むものに限る。）。

2　海上において上下を逆さにして膨脹した場合に自動的に復原することができる膨脹式救命いかだ（以下「自動復原膨脹式救命いかだ」という。）は、前項各号（第七号及び第十二号を除く。）に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

3　いずれの側を上にして浮いている場合にも使用できる膨脹式救命いかだ（以下「両面膨脹式救命いかだ」という。）は、第一項各号（第一号、第七号及び第十二号を除く。）に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

4　前三項の膨脹式救命いかだであつて人員及び艤装品を積載したまま救命いかだ進水装置により進水させるもの（以下「進水装置用膨脹式救命いかだ」という。）は、それぞれ当該各項に定めるところによるほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　前三項の膨脹式救命いかだであつて人員及び艤装品を満載したまま救命いかだ進水装置により安全に進水させることができること。

二　（略）

三　船上から前三項の膨脹式救命いかだであつて人員が安全に乗り込むことができるように救命いかだを保持するための装置が備え付けられていること。

四　前三項の膨脹式救命いかだであつて人員が乗艇場所から迅速に乗り込めるものであること。

五・六　（略）